

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

産業部 商工振興課

監査期間 令和 2年11月 4日から
令和 2年11月13日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 締結契約伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明瞭なものがあった。	今後、随意契約を行う場合は、その理由を的確にし、適切に事務処理を行います。	複数の業者からの見積徴収及び随意契約とする理由の明確化を行い、適切に事務処理が行われていることを確認しました。
イ 個人情報の管理状況において、保有する個人情報について、保有開始届出書が作成されておらず、個人情報ファイル簿も作成されていなかった。	直ちに保有開始届出書及び個人情報ファイル簿を作成しました。今後は、西尾市個人情報保護条例解釈運用基準に則って、適切に対応します。	西尾市個人情報保護条例解釈運用基準及び西尾市個人情報保護事務取扱要領に従い、適切に事務処理がされていることを確認しました。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。